

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項

第1 京都大学に、京都大学大学院における基盤的技術分野での独創的研究開発を推進し、高度の専門的職業能力を持つ創造的人材を育成するため、学内共同利用施設として、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）を置く。

第2 京都大学に、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ラボラトリーの教育研究目的に関すること。
- (2) ラボラトリーの管理運営に関する重要事項
- (3) ラボラトリーの教育研究に係る自己点検・評価に関すること。

3 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 総長が指名する副学長
- (2) 各研究科長
- (3) 研究所及びセンターの長 若干名
- (4) 施設長
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名

4 前項第3号及び第5号の協議員は、総長が委嘱する。

5 第3項第5号の協議員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

第3 第2第3項第1号の協議員は、協議会を招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した協議員が、前項の職務を代行する。

第4 ラボラトリーに、施設長を置く。

2 施設長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 施設長は、ラボラトリーの所務を総括する。

第5 ラボラトリーにおける教育研究の円滑な実施を図るため、ラボラトリーに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設長
- (2) 関係部局の教授又は准教授 若干名
- (3) その他業務に携わる者のうちから施設長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号及び第3号の委員は、施設長が委嘱する。

4 運営委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第6 運営委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

2 施設長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した委員が、前項の職務を代行する。

第7 運営委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

第8 協議会に関する事務は、研究推進部において処理する。

第9 ラボラトリーに関する事務は、施設長の属する部局において処理する。

2 ラボラトリーの施設設備等の管理については、施設長の属する部局の施設として取り扱うものとする。

附 則

この要項は、平成19年7月1日から実施する。